

「令和8年度税制改正の大綱」の概要 —金融庁関係の主要項目について—

総合政策局総合政策課 総合政策調整官 須藤 駿介
係長 安井 円香

はじめに

令和8年度税制改正における措置内容については、昨年12月、「令和8年度税制改正の大綱」（以下「大綱」という。）が閣議決定され、通常国会において関連法案が審議される予定です。本稿では、大綱に記載された措置内容のうち、特にNISAと暗号資産についてご紹介いたします。

NISA

NISAとは2014年に開始した「少額投資非課税制度」です。通常、株式や投資信託などの金融商品に投資をした場合、売却益や配当金は課税対象ですが、NISA口座で投資した金融商品から得られる利益は非課税となります。制度開始以降、より使いやすいNISAへと改正を重ね、2024年1月には、年間で投資できる上限額が拡大し、非課税保有期間が無期限になった、新しいNISAが開始しました。制度詳細は金融庁の特設サイトもご覧ください¹。

現在のNISAには、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託を投資対象とする「つみたて投資枠」と上場株式等も投資対象とする「成長投資枠」があります。今般、あらゆる世代が自身のライフプランに沿った形で資産形成を行えるよう、大綱では、つみたて投資枠について、年齢要件の撤廃、対象商品の拡充等が措置されることが示されました。以下、概要をご説明します。

（つみたて投資枠の年齢要件の撤廃）

現行制度では、NISAのつみたて投資枠の対象年齢は18歳以上、年間投資枠は120万円、非課税保有限度額は成長投資枠と合わせて1,800万円です。大綱では、2027年1月以降、つみたて投資枠の対象年齢を拡充し、0～17歳である間は、年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円とすることが示されました。未成年者を対象としたつみたて投資枠の創設には、次世代の資産形成を促進し、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えるニーズに応じることが期待されます。

なお、未成年者名義で非課税投資ができる制度としては、2016年、ジュニアNISAが措置されましたが、利用実績が乏しかったことから、2023年末をもって新規の口座開設が終了しています。新たに創設予定の未成年者のつみたて投資枠には、ジュニアNISAとは異なる点があります。まず、ジュニアNISAは、原則、18歳まで口座に入れた資金の払出しが出来ませんでした。本施策では、一定の要件のもと、12歳以降は払出しが可能となります。一定の要件とは、資金の用途が子のためのものであり、子が払出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等（口座管理者）が申出書を金融機関に提出するというものです。また、ジュニアNISAでは、非課税期間は5年間に限られており、当該期間を終えた後も非課税での保有を継続するために

¹ NISA特設ウェブサイト <https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/index.html>

は、ロールオーバーと呼ばれる一定の手続きを行う必要がありましたが、本施策では、成人後のNISAと同様に非課税期間は無期限となっており、口座名義人であるこどもが18歳に達した際に、特段の手続きを要することなく、自動的に

に成人後のつみたて投資枠へと移行する仕組みとされています。こうした使い勝手の良さを通じて、未成年者のつみたて投資枠がより多くの方に利用いただけることを期待しています。

	つみたて投資枠	成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上
年間投資枠	60万円	240万円
非課税保有限度額	600万円	1,800万円
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託
運用管理	一定の要件※の下、12歳以降は払出しが可	制限なし

自動的に移行

※ 資金の用途が子のためのものであり、子が払出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等（口座管理者）が申出書を金融機関に提出する。

（つみたて投資枠の対象商品の拡充）

投資信託には、特定の株価指数など、市場の動きを表した指標（インデックス）に連動して運用される商品（インデックス型）と、指標に連動せず、ファンドマネージャーと呼ばれる運用担当者の投資判断に基づいて運用される商品（アクティブ型）があります。つみたて投資枠の対象商品には、そのどちらも含まれますが、前述のとおり、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託として金融庁の基準を満たしたものに限られます。

このうち、インデックス型の投資信託に関しては、金融庁告示においてその指数を指定しているところ、大綱において、指定指数に読売株価指数（読売333）とJPXプライム150指数を追加することが示されました。これにより、これらの株価指数に連動する投資信託をつみたて投資枠の対象商品として組成することが可能となります。

また、指定指数に連動しない投資信託（アクティブ型を含む）がつみたて投資枠の対象とな

るには、現在、ポートフォリオに占める株式の割合が50%超であることが必要とされていますが、大綱では、この要件が見直され、株式と公社債を合わせて50%超を占める投資信託についてもつみたて投資枠の対象商品とすることが示されました。

このような対象商品の拡充は、NISAを利用する投資家の選択肢の充実を図るものです。特に、後者の見直しにより、つみたて投資枠で購入可能な、債券中心あるいは複数の資産を組み込んだバランス型の投資信託が充実することを通じて、リスクを取ることに慎重で、なかなか投資に踏み出せない方々にとって投資を始める第一歩となることを期待しています。

暗号資産²

現状、有価証券等から生じる所得は、NISA口座以外の取引では、基本的に20%の分離課税（他の所得と合計せず、分離して税額を計算する方式）が適用される一方、暗号資産取引から生じる所得は最大55%の総合課税（各種の所得金額を合計して所得税額を計算する方式）となっています（所得税と住民税の合算で、復興特別所得税を除く）。

大綱では、金融商品取引法等の改正³を前提に、改正金商法の施行日の翌年1月以降、一定

の暗号資産取引から生じる所得については、総合課税から分離課税に変更されることが示されました。ここで、「一定の暗号資産取引」とは、暗号資産取引業者（仮称）が取扱う暗号資産の暗号資産取引業者に対する売却や売委託（暗号資産取引業者を通じた他の投資家への売却）を指しています。また、投信法施行令の改正を前提として、一定の暗号資産を投資対象とするETFについても分離課税の対象とすること等が措置されることになりました。

【制度概要（所得税＋住民税、復興特別所得税除く）】

上場株式等		ETF		金融商品先物取引等	
譲渡所得	申告分離課税 20%	譲渡所得	申告分離課税 20%	雑所得	申告分離課税 20%
一定の暗号資産(※)		一定の暗号資産(※)を投資対象とするETF		一定の暗号資産(※)を原資産としたデリバティブ	
雑所得 ⇒譲渡所得	総合課税 最大55% ⇒申告分離課税 20%	現在は組成不可(政令改正必要) ⇒政令改正により組成可能とする ⇒申告分離課税 20%		雑所得	総合課税 最大55% ⇒申告分離課税 20%

※ 暗号資産取引業者が取り扱う暗号資産

おわりに

令和8年度税制改正に関する金融庁関係の主要項目については、昨年末、金融庁HPに概要を公表しています⁴。HP資料では、NISAと暗号資産に関する内容を、本稿では割愛した点も含めてご紹介しているほか、その他の主要項目についても記載しておりますので、ご関心のある方はご高覧いただけますと幸いです。

² 「資金決済に関する法律」では、暗号資産は、次の性質をもつ財産的価値と定義されています。

- ・代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる
 - ・不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる
 - ・電子的方法により記録され、電子情報処理組織を用いて移転することができる
 - ・本邦通貨・外国通貨、通貨建資産、電子決済手段又は金商法において有価証券として扱われるトークン（いわゆるセキュリティトークン）ではない
- なお、代表的な暗号資産には、ビットコインやイーサリアム等があります。

³ 金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告における規制見直しの概要については、前月号のアクセスFSAもご参照ください。

<https://www.fsa.go.jp/access/r7/269.html#topics6>

⁴ 令和8年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20251226-2.html>